

埼玉県公安委員会規程第 10 号

銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条の 3 の規定に基づく認知機能検査に関する規程を次のように定める。

平成 21 年 12 月 1 日

埼玉県公安委員会委員長

銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条の 3 の規定に基づく認知機能検査に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 4 条の 3 に規定する検査（以下「認知機能検査」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(認知機能検査員)

第 2 条 認知機能検査員は、埼玉県警察本部長が指定する。

(認知機能検査の検査の通知)

第 3 条 認知機能検査を受けた者に対する検査の結果の通知は、次の各号に定める区分に応じ、それぞれ定める書面により行うものとする。

- (1) 検査の結果について銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和 33 年総理府令第 16 号。以下「施行規則」という。）第 15 条の式により算出した数値が 36 未満である者  
認知機能検査結果通知書（別記様式第 1 号）
- (2) 検査の結果について施行規則第 15 条の式により算出した数値が 36 以上である者  
認知機能検査結果通知書（別記様式第 2 号）

2 認知機能検査において不正行為をした者の検査の結果は、無効とする。

(細目的事項)

第 4 条 この規程を実施するため必要な細目的事項は、埼玉県警察本部長が定める。

附 則

この規程は、平成 21 年 12 月 4 日から施行する。

附 則（平成 25 年 8 月 28 日公安委員会規程第 8 号）

この規程は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 5 月 13 日公安委員会規程第 6 号）

この規程は、令和4年5月13日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

にんちきのうけんさ けっかつうちしょ  
認知機能検査 結果通知書

じゅうしょ  
住所

しめい  
氏名

せいねんがっぴ  
生年月日

けんさねんがっぴ  
検査年月日

けんさばしょ  
検査場所

そうごうてん  
総合点

--

てん  
点

(A 点)  
(B 点)

きおくりょく はんだんりょく ひく  
記憶力・判断力が低くなっており、  
にんちしょう  
認知症のおそれがあります。

きおくりょく はんだんりょく ていか りょうば りょうじゅう お わす  
記憶力・判断力が低下すると、猟場に猟銃を置き忘れるなど  
じゅうほう どうけんるい あんぜん とりあつか ししょう しょう けいこう  
銃砲やクロスボウ、刀剣類の安全な取扱いに支障が生じる傾向  
がみられます。

じゅうぶんちゅうい い し かぞく そうだん  
十分注意するとともに、医師やご家族にご相談されることをお  
すす  
勧めします。

こうあんいいんかい してい にんちしょう せんもんい しんだん う  
また、公安委員会の指定する認知症の専門医による診断を受け  
ていただく場合があります。

けっか にんちしょう はんめい じゅうほう  
この結果、認知症であることが判明したときは、銃砲やクロス  
どうけんるい しよじきよかまた こうしん  
ボウ、刀剣類の所持許可又は更新はできません。

年 月 日

埼玉県公安委員会



(裏面)

## 認知機能検査の採点方法や判定等について

### 総合点の計算

総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。

正しい回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。

$$\text{総合点} = 2.499 \times A + 1.336 \times B$$

Aは、記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつきます。

Bは、「年」、「月」、「日」、「曜日」、「時刻」が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつきます。

### 総合点による判定

判定の基準となる点数（36点）は、認知機能検査の結果と認知症専門医による診断結果との関係を統計的に分析して定められたものです。

認知機能検査は、あなたの記憶力、判断力の状況を簡易な検査によって確認するもので、認知症の診断を行うものではありません。

したがって、総合点が36点未満であったとしても、直ちに認知症であることを示すものではありません。また、36点以上であったとしても、必ずしも認知症ではないことを示すものではありませんので、記憶力、判断力に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談されることをお勧めします。

ただし、記憶力・判断力が低くなっていると判断された方は、公安委員会の指定する認知症の専門医の診断を受けていただく場合があります。

その結果、認知症と診断された場合は、銃砲やクロスボウ、刀剣類の所持許可又は更新はできません。

別記様式第2号（第3条関係）

にんちきのうけんさ けっかつうちしょ  
認知機能検査 結果通知書

じゅうしょ  
住所

しめい  
氏名

せいねんがっぴ  
生年月日

けんさねんがっぴ  
検査年月日

けんさばしょ  
検査場所

にんちしょう きじゅん がいとう  
「認知症のおそれがある」基準には該当しませんで  
した。

きおくりよく はんだんりよく しんぱい あんぜん じゅうほう  
記憶力・判断力に心配ありませんが、これからも安全な銃砲又は  
クロスボウ、刀剣類の取扱いに心がけてください。  
こじんさ かれい しんたい きのう へんか  
また、個人差はありますが、加齢により身体の機能が変化するこ  
とから、自分自身の身体の機能の状態を常に自覚して、それに応じ  
た銃砲やクロスボウ、刀剣類の取扱いをすることが大切です。  
きおくりよく はんだんりよく ていか りょうば りょうじゅう おわす  
記憶力・判断力が低下すると、猟場に猟銃を置き忘れるなど銃  
砲やクロスボウ、刀剣類の安全な取扱いに支障が生じる傾向がみら  
ますので、今後の取扱いについて十分注意してください。

年 月 日

埼玉県公安委員会



(裏面)

## 認知機能検査の採点方法や判定等について

### 総合点の計算

総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。

正しい回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。

$$\text{総合点} = 2.499 \times A + 1.336 \times B$$

Aは、記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつきます。

Bは、「年」、「月」、「日」、「曜日」、「時刻」が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつきます。

### 総合点による判定

判定の基準となる点数(36点)は、認知機能検査の結果と認知症専門医による診断結果との関係を統計的に分析して定められたものです。

認知機能検査は、あなたの記憶力、判断力の状況を簡易な検査によって確認するもので、認知症の診断を行うものではありません。

したがって、総合点が36点未満であったとしても、直ちに認知症であることを示すものではありません。また、36点以上であったとしても、必ずしも認知症ではないことを示すものではありませんので、記憶力、判断力に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談されることをお勧めします。

ただし、記憶力・判断力が低くなっていると判断された方は、公安委員会の指定する認知症の専門医の診断を受けていただく場合があります。

その結果、認知症と診断された場合は、銃砲やクロスボウ、刀剣類の所持許可又は更新はできません。